

令和5年第11回

相良村議会12月定例会会議録

開 会 令和5年12月6日
閉 会 令和5年12月8日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職 名	氏 名	議席	職 名	氏 名	議席
議 長	黒 木 正 照	10	議 員	徳 田 正 臣	4
副議長	市 岡 智 恵	9	議 員	中 村 重 道	5
議 員	川 邊 一 徳	1	議 員	西 本 巳喜男	6
議 員	坂 田 朋 美	2	議 員	高 岡 重 盛	7
議 員	永 田 博 人	3	議 員	小 善 満 子	8

常任委員会構成

委 員 会	総務文教	産業福祉
委 員 長	高 岡 重 盛	中 村 重 道
副 委 員 長	西 本 巳喜男	永 田 博 人
委 員	黒 木 正 照	小 善 満 子
	徳 田 正 臣	市 岡 智 恵
	坂 田 朋 美	川 邊 一 徳
定 数	5 人	5 人

令和5年第11回 相良村議会定例会 会期日程

(会期12月6日から12月8日 3日間)

月	日	曜	種 別	内 容
12	6	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 議案第60号 (質疑) 提案理由の説明 議案第61号 (質疑) 提案理由の説明 議案第62号 (質疑) 提案理由の説明 議案第63号から議案第67号 (質疑) 提案理由の説明 諮問第1号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 議案第60号から議案第67号
			委員会	付託議案審査(連合審査)、各常任委員会
12	7	木	本会議	一般質問
12	8	金	本会議	委員会審査の結果報告(各常任委員会) 議案第60号から議案第67号 (質疑・討論・採決) 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第 1 1 回相良村議会 1 2 月定例会会議録

令和 5 年 1 2 月 6 日（水）開会

（第 1 号）

相 良 村 議 会

令和５年第１１回相良村議会定例会（第１号）

令和５年１２月６日

午前１０時００分開会

於 会議場

開 議

１．議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 会期の決定 | |
| 日程第３ | 議案第６０号 | 相良村一般職の職員の給与に関する給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第４ | 議案第６１号 | 相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第５ | 議案第６２号 | 令和５年度相良村一般会計補正予算（第８号）
(質疑) |
| 日程第６ | 議案第６３号 | 令和５年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第７ | 議案第６４号 | 令和５年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第８ | 議案第６５号 | 令和５年度相良村農業集落排水特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第９ | 議案第６６号 | 令和５年度相良村介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１０ | 議案第６７号 | 令和５年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
(質疑) |
| 日程第１１ | 諮問第１号 | 人権擁護委員候補者の推薦について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第１２ | 委員会付託 | 議案第６０号から議案第６７号 |

散 会

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

- | | |
|--------------|---------------|
| １番 川 邊 一 徳 君 | ６番 西 本 巳喜男 君 |
| ２番 坂 田 朋 美 君 | ７番 高 岡 重 盛 君 |
| ３番 永 田 博 人 君 | ８番 小 善 満 子 君 |
| ４番 徳 田 正 臣 君 | ９番 市 岡 智 恵 君 |
| ５番 中 村 重 道 君 | １０番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長	吉 松 啓 一 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
教 育 長	緒 方 俊一郎 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
総 務 課 長	川 邊 俊 二 君	保健福祉課長	平 川 千 春 君
会 計 管 理 者	渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長	平 田 智 博 君		

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 5 年第 11 回相良村議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、5 番議員、中村重道君、

{「はい。」と、5 番議員。}

6 番議員、西本巳喜男君を指名します。

{「はい。」と、6 番議員。}

○

日程第 2 会期の決定

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 8 日までの 3 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 12 月 8 日までの 3 日間に決定しました。

○

日程第 3 議案第 60 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、議案第 60 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第 60 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関し、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うため、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、給与表の改正及び期末勤勉手当の支給率の改正でございます。以上、議案第 60 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4 議案第61号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、議案第61号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第61号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、相良村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和6年1月1日から施行する必要がありますのでご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、国民健康保険税の納付義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額規定を定めるものでございます。以上、議案第61号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5 議案第62号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第5、議案第62号、令和5年度相良村一般会計補正予算第8号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第62号、令和5年度相良村一般会計補正予算第8号につきましてご説明申し上げます。タブレットでは24ページからご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,287万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,703万1,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして10ページ、タブレットでは33ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、議員及び特別職の手当及び各科目における職員の給与手当並びに会計年度任用職員の報酬等につきましては、議案第60号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえた補正でございます。まず、総務費関係では7,612万5,000円の増額補正ですが、17ページ、タブレットでは40ページの総務管理費の一般管理費で、地域振興基金への積立金として4,000万円の増額補正を、企画費で、地域おこし協力隊及び集落支援員を任用しない期間における報酬245万円の減額補正を、ふるさと応援寄附金の謝礼として1,800

万円の増額補正を、18 ページ、タブレットでは 41 ページの役務費で、ふるさと応援寄附金促進手数料として 800 万円の増額補正を、補助対象外となりました地方創生推進事業委託料 500 万円、くま川鉄道への経営安定化補助金 625 万 6,000 円の減額補正を、本村への移住定住者の増加が見込まれることから、木造住宅建設補助金として 900 万円、移住定住促進事業補助金として 900 万円、空き家活用事業補助金として 100 万円の増額補正を、19 ページ、タブレットでは 42 ページの徴税費の賦課徴収費で、新築家屋評価委託料として 45 万 7,000 円の増額補正を、戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳法改正に伴う住民票へのふりがな記載に対応するためのシステム改修委託料として 449 万 5,000 円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では 1,365 万 5,000 円の減額補正ですが、21 ページ、タブレットでは 44 ページの社会福祉費の社会福祉総務費の委託料で、重層的支援体制整備事業移行準備事業委託料 200 万円の減額補正を、22 ページ、タブレットでは 45 ページの扶助費で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業に係る扶助費 99 万円の減額補正を、介護保険事務費繰出金として 50 万円の増額補正を、老人福祉費で、配食サービス事業委託料 90 万円の減額補正を、23 ページ、タブレット 46 ページの国民健康保険費の繰出金で、国民健康保険基盤安定繰出金 298 万 9,000 円の減額補正を、後期高齢者医療事業費で、保険基盤安定繰出金 98 万 7,000 円の減額補正を、24 ページ、タブレットでは 47 ページの児童福祉費の児童福祉総務費の補助金で、放課後児童健全育成事業補助金として 134 万 7,000 円の増額補正を、児童措置費で、子どものための教育・保育給付費負担金 300 万円、保育体制強化事業補助金 120 万円、児童手当 200 万円の減額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では 36 万 9,000 円の増額補正ですが、25 ページ、タブレットでは 48 ページの保健衛生費の保健衛生総務費の需用費で、乳幼児の見守りと経済的負担の軽減を図ることを目的とした子育て家庭紙おむつ支給事業に係る紙おむつ購入費として 32 万 4,000 円の増額補正を、妊婦健康審査委託料 53 万 6,000 円、自殺対策計画策定業務委託料 26 万円の減額補正を、小規模飲料水供給施設設置補助金として 37 万円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 542 万円の減額補正ですが、26 ページ、タブレットでは 49 ページの農業費の畜産業費で、インボイス制度の開始に伴い家畜予防注射時手数料 23 万 6,000 円を補助金へ組替えを行い、27 ページ、タブレットでは 50 ページの農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金として 138 万円の増額補正を、農業農村整備事業費で、未相続地相続調査委託料として 236 万 2,000 円、土壌調査試掘に係る機械リース料として 108 万 9,000 円の増額補正を、特定農業用管水路等特別対策事業 1,400 万円の減額補正を、林業費の林業総務費で、有害鳥獣捕獲報償金 150 万円の減額補正を、林業者の森林作業道の自立復旧支援事業補助金として 31 万円の増額補正を、28 ページ、タブレットでは 51 ページの公有林整備費で、村有林管理手数料として 250 万円、林

道維持費で、林道新層谷線橋梁補修工事増額分として 170 万円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では 98 万円の増額補正ですが、商工費の商工業振興費で、柳瀬村有地に設置します自動販売機の電気代として 8 万円の増額補正を、観光費で相良村観光協会への観光事業委託料として 90 万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、土木費関係では 1,830 万 6,000 円の増額補正ですが、29 ページ、タブレットでは 52 ページの道路橋梁費の橋梁維持費で、木綿葉大橋補修補強事業負担金として 1,150 万円の増額補正を、30 ページ、タブレットでは 53 ページの住宅費の住宅管理費で、村有松葉団地敷地内の防草工事請負費として 250 万円、公営住宅使用料過年度収入返還金として 58 万 6,000 円、住宅建設費で、地域優良賃貸住宅整備用地測量業務委託料として 250 万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では 598 万 2,000 円の増額補正ですが、消防費の都市防災総合推進事業費で、永江及び平原地区の避難地整備施設設計委託料の追加分として 600 万円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、教育費関係では 172 万 6,000 円の増額補正ですが、32 ページ、タブレットでは 55 ページの小学校費の学校管理費の修繕料で、南小学校の水道漏水修繕料として 60 万円の増額補正を、34 ページ、タブレットでは 57 ページの給食管理費の共同調理場管理費で、学校給食材料費として 100 万円の増額補正を、保健体育費の体育施設費で、総合体育館水道漏水修繕料として 50 万円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、災害復旧費関係では 958 万 5,000 円の減額補正ですが、農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、林道施設災害復旧測量設計業務委託料 43 万円、令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負 2,565 万 5,000 円の減額補正を、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、令和 2 年発生村道新深水線（新深水橋）橋梁災害復旧工事請負費として 1,650 万円の増額補正をお願いするものでございます。最後に、公債費関係では 216 万円の減額補正ですが、35 ページ、タブレットでは 58 ページの公債費の元金で、臨時財政対策費の 10 年利率見直しに伴い増額補正を、利子については、同じく臨時財政対策債の 10 年利率見直し及び令和 4 年度の地方債の借入額の確定に伴う減額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては、9 ページ、タブレットでは 32 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金及び村債を減額し、村税、県支出金、寄附金、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。また 8 ページ、タブレットでは 31 ページの第 2 表地方債補正において、橋梁整備事業債のほか、4 事業の限度額の変更及び農村地域防災減災事業の起債の廃止について、併せてお願いするものでございます。以上、議案第 62 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、質疑いたします。まず 13 ページのふるさと寄附金なんです、4,000 万。このことについて、括弧で指定寄附金と書いてありますが、ふるさと納税があっちこっちからいっぱい入ってくると思いますが、何に使ってくださいと指定があるんですよね。どのような指定で、この 4,000 万円は指定されたのか。どれに使って欲しいというようなことで言われたのか、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。今回、予算計上しました 4,000 万につきましては、今後、寄附されるであろう金額を計上しております。したがって、まだ、どの指定の項目というのはございませんので、入ってきた寄附金によって指定されますので、それを振り分けていくという形でございます。以上でございます。

○8 番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい。8 番議員。

○8 番(小善満子君) はい、分かりました。寄附されたのに、これを使ってくださいとかいうのは今後ということですね。そしたらですね、それに関連してですが、歳出の 17 ページに、ふるさと応援寄附金謝礼ということで 1,800 万組んであります。それと、これが報償金で出すわけですね。それから、この 11 の 4、応援寄附金促進手数料ということで 800 万組んであります。これは、ふるさと納税で寄附していただいたことについての謝礼金と思いますが、というのがですね、報償金が 1,800 万。それから手数料は 800 万と言いましたら、2,600 万支出することなんですね。だからこの謝礼については、この 4,000 万に対しての謝礼じゃなくて、まだたくさんあるけれども、今回は 4,000 万円を上げたということだと思うんですが、これをした場合、謝礼と手数料を合わせましたら 2,600 万支出するわけなんです。2,600 万支出する場合は、4,000 万のうちの 2,600 万返すということは、ちょうど 65 パーセント返納する形になりますので、これは一応 30 パーセント以内で返戻してくれというような国からの定めがあるんじゃないかなと思っておりますが、これは、もし 4,000 万に対しての謝礼金と手数料だとしたら返しすぎじゃないかなと思ひまして、一応質疑いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、17 ページのふるさと応援寄附金の謝礼、報償費でございますが、今回、歳入で計画しています 4,000 万の

40 パーセント。この 40 パーセントの内訳につきましては、30 パーセントが品代で、10 パーセントが送料でというところで、40 パーセントを掛けたところの 1,800 万円を計上しているところでございます。18 ページの手数料、ふるさと応援寄附金に係る促進手数料、これは 4,000 万掛ける 20 パーセントで計上しています。単純に計算すると 65 パーセントということになります。品代については 3 割以内、いろんな経費にかかる経費については 50 パーセント以内ということになっております。今までの寄附の返礼品の支出等を考えた時に、送料と品代を含めたところで 40 パーセント、実際のところは上がらなかったりしてるものですから、又は上ったりしているので、その辺をトータル的に考えて、ちょっと多めにはなりますが予算を計上してるということでございます。以上でございます。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 大体分りました。このことについては、一応予算であるから多めに組んでるというようなことですね。一応 4,000 万に対しての、そのいろいろな謝礼金とか手数料にしましたら、そうしたら 65 パーセント返戻するというような形になりますので、できるだけ実のあるようなふるさと納税ということをお願いしたいかなと思っております。まだ継続していいですか。質問。言えばこれのことじゃなくてですけれどもね、件数が違いますからね。それではもう最後になりますが、34 ページの学校給食費の 100 万の追加予算なんですけど、これは年間を通じて、おおよそどれだけというようなことで予算化されたと思うんですが、100 万円足りないということは、物価が上がったりして、今までの目安ができなくて 100 万円不足するんだと思いますが、現時点で 100 万不足というようなことじゃなくて、来年の 3 月までなんですよ。来年の 3 月までは予想がつかない。まだ今、12 月でございます。あと 3 か月ありますので、これで 100 万円でするのかな。現実的に本当に足りるのかなと思うものですから、その 100 万円の追加されたことについての教育課長の見解をお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長、お答えします。学校給食費の材料費としまして 100 万円を計上しております。これは、野菜等の生鮮食材や加工品の価格高騰が当初の想定よりも大きく、また、長期間に渡っているため、3 月末までに不足すると見られる材料費を計上するものでございます。なお、現在の対策としましては、金額の変動の少ない冷凍野菜等の使用回数を増やすなどの対策を行っております。以上でございます。

○8 番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 回答がありましたけれども、来年の 3 月までのこの賄い費としま

して 100 万円を補正で上げるなら、思い切って計上して、余ったとき 3 月に減額したらいいんですよね。これではどうかなと不安です。100 万円ぐらい追加しても、やはり今からの時代が、もう今、物価が上がったり、野菜が出来ないとかいろいろなことがありますので、多分困難すると思いますので、100 万ぐらいの僅かな追加予算じゃなくて、思い切ったところで計上していいんじゃないかなと思ったもんですから。以上です。失礼します。これで終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) 6 番、西本です。お尋ねします。ページは 11 ページで、村民税についてお尋ねします。村民税で、個人のところで、説明のところに村民税、普通徴収で減額の 670 万。それから、村民税、特徴、特別徴収のところで 2,587 万という、それぞれ大きい額が示されておりますけど、当初予算に対して大体予定組んでおられたと思うんですけど、12 月で、この時期でこういう大きい金額が動いてるということは、どういう理由によるものでしょうか。お尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

{「はい。」と、税務課長。}

○税務課長(平田智博君) おはようございます。税務課長、お答えします。村民税の個人の分で今回、普通徴収と特別徴収で増減がありましたが、その中の要因としましては、まず、普通徴収のほうから特別徴収のほうへの切り換えが今、増えております。大体 240 名ほどは、ちょうど普通徴収から特別徴収のほうに切り換えがなっております。それともう一つの要因が、特別徴収のほうが増えている要因は、災害以降の復旧復興が進んだことによりまして、個人所得のほうが増えたことも要因の一つと考えられます。最近の動向を踏まえて精査しまして、今回、見込み額のほうで精査して計上をいたしております。以上でございます。

○6 番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) はい、今、説明いただきました。そういうことで、普徴の減額並び特徴の増額ということでは、理由はお尋ねし、答弁いただいたところでございます。もう 1 点お尋ねします。今度は産業振興課長にお尋ねですが、ページは 27 ページで、林業費のところで、7 番の報償費のところで、有害鳥獣捕獲報償金ということで減額の 150 万となっております。もともと当初予算に従って予算を組んでおられますし、この減額になったということは捕獲頭数がそれぞれ減ったんじゃないかなということで想像してるところですけど、もしある程度の数字が捉えておられるならば、理由と、頭数の違いかについて、説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。150万円の減額の補正なんですけど、この件に関しては、有害鳥獣報償金の分で、去年の実績に今の時点で基づきまして、今年度の状況もいろいろ鑑みて、年度末に大きな予算編成にならないように減額をするものです。ここには今、細かな数値等ございませんので、一応、年度末を見通しての減額補正としております。以上、お答えいたします。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい、今、答弁いただきましたけど、年度末に大きな、例えば減額でしょうけど、ならないためにということで、少なくとも今現在では当初予算に対して減額になるということはもう想定の上での、12月で、期中での減額補正ということで考えていいんでしょうか。実際、実数あたりが、まだはっきり分からなかったけど、いつかの機会にまた、それは聞きたいと思いますけど、そういうことで年度末決算で大幅な減額しないための、途中での減額ということでしょうか。そういうことで分かりました。終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、3点ほどお尋ねしたいと思っております。まず1点目ですけども、17ページ。総務費、総務管理費、企画費の報酬、非常勤職員報酬ということで、ここも減額ですけども、地域おこし協力隊と集落支援員の分が入っておりますけども、当初予算でももちろん予算上がってて、募集されたと思うんですけども、この双方について、もう一度改めてどういった人材を求めようとされたのか。そして、応募がどれぐらいあったのか。そして採用に至らなかったのは、双方に理由があると思うんですけど、村のほうとして人材、適材でなかったか、あるいは相手方のほうから断られたかということを、そのような状況を説明していただければと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、地域おこし協力隊につきましては、これまでもだったんですけども、村の情報をしっかり発信してもらう。そういったものを一番に考えまして募集をしておりましたが、募集しましたが応募が無しというところでもございました。今回の予算につきましては、4月から12月分について減額補正をさせていただいてるところでございます。集落支援員につきましては、9月から着任しております。募集に対しまして1名の応募がありまして、審査の

結果、9月1日から着任していただいているところでございます。こちらにつきましては、4月から8月までの予算のほうを減額しているところでございます。集落支援員につきましては現在、四浦地区を中心に各家へ訪問し、いろんな困りごと又は村で行う予定の事業等について、いろんな意見交換、意見の聴取を行っているところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、状況分かりましたけども、地域おこし協力隊もいろんな人材レベルが、率直言ってありますけども、人材を求める側のほうもしっかりとしたミッションを示すことができないと、なかなか応募もないんじゃないかなと思っておりますので、情報発信というのは、私としてはどうかなと思っておりますんで、来年度、やはり地域おこし協力隊をまた、選挙ありますけども、どうなるか分かりませんが、よくよく考えられて、総務課担当としてはされたいかなと思っております。集落支援員も1名が動かれてるということでありますけども、双方とも、やはり村づくりの状況をよく見て、地域おこし協力隊も応募者というのが横のネットワークで動いておりますので、応募者が多数あるような村づくりを総務課中心で企画されたいいんではないかなと思っております。それ、以上でいいです。ちょっと待ってください。ちょっと動きが遅い。次のページ、18 ページですけども、補助金のところで、くま川鉄道経営安定化補助金の減額の分が625万6,000円載っておりますけども、これは今、第四橋梁のほうを工事されてるかと思いますが、くま川鉄道でありますんで、なかなか新聞メディア等では十分分からないわけでありまして。村長にお尋ねしますけども、これはやはりもう上下分離方式で、鉄道ということでの復旧が前提であった、あるわけですね。BRTについてとか、いろんな方法があったと思うんですが、被災に遭った場合ですね、今もう動いてませんから、そういったこと、BRTとかそういったことの検討をされたのかをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) お尋ねの件ですが、くま川鉄道は災害直後、県のほうを中心に、従来ある鉄道をそのまま復旧したいという大方の意見があって、その方向で進んでおります。今、4番議員が言われた方式についても、一部町村からそういう話も出て参りましたが、その中でいろいろ協議されて、やはり従来どおりのくま川鉄道を復旧したいと。それで、復旧する場合においては、補助金の関係もございますので上下分離方式でやりたいという方向でなっております。今、河川のほう、鉄橋のほうを架け替えておりますが、それが架かり次第、令和7年の秋頃には開通の予定ということになっております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。上下分離方式は、近くでは南阿蘇鉄道ですかね、ありますし、議会では研修に行かれたと思いますけども、三陸鉄道のほうが一部、リアス線というか、あそこが上下分離方式で、あと上のほうはJ Rのまま残ってて、下のほうはB R Tだということをご存知だと思いますけど、議員の皆さんも。B R Tの話も議論としては俎上に載ってきたということですね。研修等の、研究とかはされてないわけですね。はい、分かりました。あの質疑ですんで、以上ではいい。そしてですね。もう1つありましたけど。すみません、議長、出てくるのがちょっと遅いもんですから

○議長(黒木正照君) はい。

○4番(徳田正臣君) チェックしたところが。タイムラグがあるんで。ありました。これでした。25 ページですけども、保健衛生総務費のところ、補助金で小規模飲料水供給施設設置補助金 37 万円とありますけど、これは、どこでのこういった事業に対しての補助金で、補助率が大体どれぐらい、何パーセントやったんですかね。すみません。これ何パーセントか調べれば分かっただけですけど。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。この補助金の水道組合につきましては、大字深水の平松葉地区水道組合の施設でございます。ここの地区については 20 世帯 53 名の方が組合員としておられますが、圧力タンク、それから操作盤等の経年劣化等により、今回修繕をされるものに対して 40 パーセントの補助金を小規模飲料水供給施設設置補助金交付条例に基づきまして補助するものでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、質疑は 3 つまでかな。

○議長(黒木正照君) はい。

○4番(徳田正臣君) もう 1 つ駄目ですか。

○議長(黒木正照君) 特別に許可します。あと 1 点だけ、どうぞ。

○4番(徳田正臣君) すみません。ちょっとタイムラグがあって反応遅かったもんで、飛ばしちゃったもんで。その上ですけども、需用費で消耗品費、子育て家庭紙おむつ支援事業 32 万 4,000 円がありますけど、村長にお尋ねですけども、これどういった思いで、趣旨は大体分かります、どういった村長の村づくりの思いの中でこういった事業費が出てきたのかなということ、ちょっと改めてお願いしたいと思っております。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) お答えいたします。子育て、子育てということで、日本全国そう

いう話が出ておりますが、町村で出来ることはないだろうかということで、議会の議員さん、一般質問もされましたが、その中で福祉課と、当初予算に載せればよかったんですが、その頃から協議はしておりました。その中で、いろんな子育て関係で福祉課がする中で、現金やっても現金は何に使われるか分からないから、物納で紙おむつを、福祉課が0歳児とか寄っていただいているいろんな研修をされますが、その折にやったほうがいいんじゃないかということが出てきたもんですから、それならば2歳児までですかね、おむつが外れるところまで現物支給をするようにしたほうがいいということで今回上げさせていただきました。子育て支援の一環ということでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長、以上です。

○議長(黒木正照君) はい。

○4番(徳田正臣君) どうも。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6から日程第10 議案第63号から議案第67号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第6、議案第63号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第2号から日程第10、議案第67号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までを一括議題とします。本案について、説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第63号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第2号から議案第67号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第63号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。タブレットでは59ページ。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,464万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,555万6,000円とするものでございます。補正の内容としましては6ページ、タブレットでは64ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては10ページ、タブレットでは68ページの総務費の総務管理費で、出産する被保険者の産前産後の国民健康保険税免除に係るシステム改修委託料の追加分として99万円の増額補正を、保険給付費の療養諸費で、給付実績見込みにより一般被保険者療養給付費負担金2,500万円の減額補正を、11ページ、タブレットでは69ページの保健事業費の特定健康診査等事業費で、特定保健指導等業務に当たる保健師等の人件費不用額分152万6,000円の減額補正を、諸支出金の償還金及び還付加算金で、令和4年度特別交付金の確定による県支出金返還金として121万6,000円の

増額補正などをお願いするものが主なものでございます。歳入につきましては8ページ、タブレットでは66ページから計上しておりますが、県支出金の普通交付金、一般会計繰入金及び基金繰入金を減額し、県支出金の特別交付金、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。次に、議案第64号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。タブレットでは70ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,394万7,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては5ページ、タブレットでは74ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、歳出につきましては、一般会計同様に議案第60号の条例改正を踏まえた職員の給与等の増額補正でございます。歳入につきましては7ページ、タブレットでは76ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金をもって充てるものでございます。次に、議案第65号、令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。タブレットでは78ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,392万4,000円とするものでございます。補正の内容といたしまして5ページ、タブレットでは82ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては8ページ、タブレットでは58ページの総務管理費の一般管理費で、一般会計同様に議案60号の条例改正を踏まえた職員の給与等の増額補正を、農業集落排水事業費の施設管理費で、中継ポンプ修繕料として115万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては7ページ、タブレットでは84ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を充てるものでございます。次に、議案第66号、令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。タブレットでは86ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,443万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,386万2,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては5ページ、タブレットでは90ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては8ページ、タブレットでは93ページの総務費の一般管理費で、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料として105万6,000円の増額補正を、計画策定委員会費で、第9期介護保険事業計画業務委託料14万3,000円の減額補正を、保険給付費の介護サービス等諸費で、サービスの増加が見込まれるため地域密着型サービス給付費負担金の増額分として2,000万円の増額補正を、9ページ、タブレット94ページの特定入居者介護サービス等費で、特定入所者介護サービス費の負担金として100万円の増額補正を、高額介護サービス等費で、高額介護サービス給付負担金として250万円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。歳入につきましては7ページ、タブレットで92ページ

ージに計上しておりますが、国庫支出金、繰入金及び繰越金をもって充てるものでございます。最後に、議案第 67 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 95 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 98 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,681 万 2,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 5 ページ、タブレットでは 99 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 8 ページ、タブレットでは 102 ページの後期高齢者医療広域連合納付金で、実績見込みにより基盤安定負担金 98 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 7 ページ、タブレットで 101 ページに計上しておりますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。以上、議案第 63 号から議案第 67 号まで一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

{「はい、議長。」と、8 番議員。}

○8 番(小善満子君) 議案第 63 号をご質問いたします。その歳出の 10 ページなんです。療養給付費が 2,500 万減額されております。これはもちろん国庫支出金も 2,500 万減額しておりますが、このことについては来年の 3 月までの減額なんですね。だから、このことで 2,500 万円も減額して、まだ 4 か月ぐらいあります。今月を含めまして 4 か月の間に、例えば療養される方が、医療費をたくさん使われる方が出てきた場合には、また追加しなくちゃいけないというような結果になるんですが、この 2,500 万円も現時点で減額していいものかということで、担当課長にお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちら 2,500 万円減額いたしましたのは、令和 5 年度の各月の実績に基づきまして減額しております。残り 4 か月分につきましても若干多めに見込んで残しておりますので、予算的には大丈夫じゃないかと今のところは見込んでおります。以上、お答えいたします。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 分かりました。そのような、医療費をたくさん使うような、医療費を使うことがないだろうという、今の時点では予測でございますね。次は、議案第

66号、介護保険なんです、介護保険の8ページ、ここに地域密着型サービス給付費ということで、2,000万ほど補正されておりますが、この現時点で、この予算が9,840万あるのに、2,000万足して1億1,840万になるわけなんですね。ということは、この地域密着型サービスというのは、あそこにある施設じゃないんですかね。でしょ。柳瀬にある施設で、そこに大体何名の方が入所をされているんでしょうか。お願いします。保健福祉課長。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。地域密着型サービスの給付費は、柳瀬の施設と川辺のほうの施設がありまして、柳瀬につきましては18床で、その中で相良の方が15人、入所されてますのでその分だと思います。それと川辺川園につきましては10床ありまして、そちらは相良の方ですね。利用されているのが。今回2,000万円の増額といたしましたのは、昨年とかが入所においてコロナの影響とかで、昨年、結構少なかったんですよ。その辺りをちょっと増額の見込み誤り、当初からのということと、それと入所におきまして村外の方が退所されまして、その分、相良の方が入られたりしましたので、その分が増額となっております。以上お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) このように、もう支出も多いんですが、多分この個人負担も相当な負担をされているんじゃないかなと思っております。こういうようなことで、人数的には僅かでございますが、それにやはり1億1,800万も使うというようなことでございますね。分かりました。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) 7番、高岡です。1点だけ質問させていただきます。令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算の中で、農業集落排水事業費、施設管理費の中の修繕料。この修繕料、115万程度含まれておりますけれども、この中で、年間ですね、この修繕料がどのくらいかかっているのか。ここで分かるか、分からないかもしれませんけども、何か。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。まだ実績的には出ておりませんが、予算的には9,500万程度の予算になっております。以上です。

○7番(高岡重盛君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) それではですね、9,500万程度と言われましたけれども、今後、だんだん施設が古くなっていくわけですが、その対策として何か考えがあれば、またお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。議員おっしゃるとおり、施設、機械設備等も含めたところで老朽化が進んでおりまして、令和3年度からですかね、各施設の機能診断を補助事業を活用しながら実施しました。その後、個別施設計画、それから修繕計画等を今、策定中でございます。それに基づきまして優先順位等もございまして、国の予算等を活用しながら、更新をしていければというふうには考えております。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい、その対策をとっていただければ、今後、その修繕料関係、これが個人への跳ね返りとして返る恐れがありますので、十分検討していただければと思います。終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第11 諮問第1号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につきましてご説明申し上げます。相良村に置かれております人権擁護委員の畠山清光氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となることから、後任として中村恵子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見をお聞きするものでございます。以上、諮問第1号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、2 番議員、坂田朋美君、3 番議員、永田博人君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件について、適任と答申することに賛成する方は賛成と、賛成しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

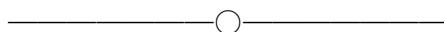
{投票}

投票漏れはありませんか。ありませんね。はい。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。坂田朋美君、永田博人君、開票の立会いをお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と答申することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

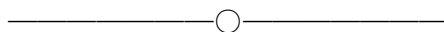


日程第 12 委員会付託の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 12、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています議案第 60 号から議案第 67 号は、配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午前 11 時 08 分